

関税率表解説改正

新	旧
<p>68.02 加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレ - トを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレ - トを含む。)製のモザイクキュ - ブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレ - トを含む。)の粒、細片及び粉その他のガラス製品 (省 略) - その他の石碑用又は建築用の石及びその製品(単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。)</p> <p>6802.21 - - 大理石、トラバ - チン及びアラバスター - (削 除)</p> <p>6802.23 - - 花こう岩</p> <p>6802.29 - - その他の石 (省 略)</p>	<p>68.02 加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレ - トを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレ - トを含む。)製のモザイクキュ - ブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレ - トを含む。)の粒、細片及び粉その他のガラス製品 (省 略) - その他の石碑用又は建築用の石及びその製品(単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。)</p> <p>6802.21 - - 大理石、トラバ - チン及びアラバスター -</p> <p><u>6802.22 - - その他の石灰質の石</u></p> <p>6802.23 - - 花こう岩</p> <p>6802.29 - - その他の石 (省 略)</p>
<p>68.11 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品 (削 除) (削 除) (削 除)</p> <p><u>6811.40 - 石綿を含有するもの</u> <u>- 石綿を含有しないもの</u></p> <p><u>6811.81 - - 波板</u></p> <p><u>6811.82 - - その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品</u></p> <p><u>6811.83 - - 管及び管用継手</u></p> <p><u>6811.89 - - その他の製品</u> (削 除) (省 略)</p>	<p>68.11 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品 <u>6811.10 - 波板</u> <u>6811.20 - その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品</u> <u>6811.30 - 管及び管用継手</u> (新 規)</p> <p>(新 規) (新 規) (新 規) (新 規)</p> <p><u>6811.90 - その他の製品</u> (省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>68.12 石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。） (削除) (削除) (削除)</p> <p><u>6812.80 - クロシドライト製のもの</u> - その他のもの</p> <p><u>6812.91 - 衣類、衣類附属品、履物及び帽子</u></p> <p><u>6812.92 - 紙、厚紙及びフェルト</u></p> <p><u>6812.93 - ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）</u></p> <p><u>6812.99 - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>68.12 石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。） <u>6812.50 - 衣類、衣類附属品、履物及び帽子</u> <u>6812.60 - 紙、厚紙及びフェルト</u> <u>6812.70 - ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）</u> (新規)</p> <p><u>6812.90 - その他のもの</u> (新規) (新規) (新規)</p> <p><u>6812.99 - その他のもの</u> (新規)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>68.13 ブレ - キ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シ - ト、ロ - ル、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャ - 及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。） (削除)</p> <p><u>6813.20 - 石綿を含有するもの</u> - 石綿を含有しないもの</p> <p><u>6813.81 - ブレ - キライニング及びブレ - キパッド</u></p> <p><u>6813.89 - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>68.13 ブレ - キ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シ - ト、ロ - ル、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャ - 及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。） <u>6813.10 - ブレ - キライニング及びブレ - キパッド</u> (新規)</p> <p><u>6813.90 - その他のもの</u> (新規) (新規)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>第 70 類 ガラス及びその製品</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 70 類 ガラス及びその製品</p> <p>(省 略)</p>
号注	号注
<p>1 第7013.22号、第7013.33号、第7013.41号及び第7013.91号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛(PbO)の含有量が全重量の24%以上のガラスのみをいう。</p>	<p>1 第7013.21号、第7013.31号及び第7013.91号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛(PbO)の含有量が全重量の24%以上のガラスのみをいう。</p>
<p>70.10 ガラス製の瓶、フラスコ、ジャ - 、つぼ、アンプルその他の容器(輸送又は包装に使用する種類のものに限る。)、保存用ジャ - 及び栓、ふたその他これらに類する物品</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 魔法瓶その他の真空容器に使用するガラス製の瓶(70.20)</p> <p>(c) ~ (g) (省 略)</p>	<p>70.10 ガラス製の瓶、フラスコ、ジャ - 、つぼ、アンプルその他の容器(輸送又は包装に使用する種類のものに限る。)、保存用ジャ - 及び栓、ふたその他これらに類する物品</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 魔法瓶その他の真空容器に使用するガラス製の瓶(70.12)</p> <p>(c) ~ (g) (省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p>70.12 魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶</p> <p>この項には、魔法瓶その他の真空容器に使用するガラス製の内部容器を分類する。これらは、普通ガラス又は膨脹係数の小さいガラスで、二重壁を有するほぼ円筒形の形状に作り、壁の内部に銀又は金めっきされる。</p> <p>壁の空間部は脱気されて、次いで壁が封止される。</p> <p>この項には、ガラス製の内部容器のみを含み、これらは仕上げられているか、栓その他のこれに類する物品を有するか有しないかを問わない。この項には、ケースその他の保護用の容器を全部又は一部に取り付けて魔法瓶その他の真空容器になったものを含まない(96.17)。</p>
<p>70.13 ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。)</p> <p>7013.10 - ガラスセラミックス製のもの - 脚付きグラス類(ガラスセラミックス製のものを除く。)</p> <p>7013.22 - 鉛ガラス製のもの</p> <p>7013.28 - その他のもの - その他のコップ類(ガラスセラミックス製のものを除く。)</p> <p>7013.33 - 鉛ガラス製のもの</p> <p>7013.37 - その他のもの - 食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品(コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。)</p> <p>7013.41 - 鉛ガラス製のもの</p> <p>7013.42 - 線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき100万分の5以下のもの</p> <p>7013.49 - その他のもの - その他のガラス製品</p> <p>7013.91 - 鉛ガラス製のもの</p> <p>7013.99 - その他のもの</p>	<p>70.13 ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。)</p> <p>7013.10 - ガラスセラミックス製のもの - コップ類(ガラスセラミックス製のものを除く。)</p> <p>7013.21 - 鉛ガラス製のもの</p> <p>7013.29 - その他のもの - 食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品(コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。)</p> <p>7013.31 - 鉛ガラス製のもの</p> <p>7013.32 - 線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき100万分の5以下のもの</p> <p>7013.39 - その他のもの - その他のガラス製品</p> <p>7013.91 - 鉛ガラス製のもの</p> <p>7013.99 - その他のもの</p>
(省略)	(省略)

関税率表解説改正

新	旧
<p>70.18 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、各種ガラス製品を含む。これらの多くは直接又は更に加工することにより、装飾に使用される。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (E) （省 略）</p> <p>(F) ガラス製の眼（人体用のものを除く。90.21）：これらは人形、ロボット、はく製動物等に使用される。ただし、眠り人形用の仕掛けを取り付けた眼は含まない（95.03）。</p> <p>(G) ~ (H) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>70.18 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、各種ガラス製品を含む。これらの多くは直接又は更に加工することにより、装飾に使用される。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (E) （省 略）</p> <p>(F) ガラス製の眼（人体用のものを除く。90.21）：これらは人形、ロボット、はく製動物等に使用される。ただし、眠り人形用の仕掛けを取り付けた眼は含まない（95.02）。</p> <p>(G) ~ (H) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>70.19 ガラス纖維（グラスワールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス纖維の糸及び織物）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (f) （省 略）</p> <p>(g) ガラス纖維の人形のかつら（95.03）及びガラス纖維を合成樹脂で凝結して作った釣りざお（95.07）</p> <p>(h) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>70.19 ガラス纖維（グラスワールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス纖維の糸及び織物）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (f) （省 略）</p> <p>(g) ガラス纖維の人形のかつら（95.02）及びガラス纖維を合成樹脂で凝結して作った釣りざお（95.07）</p> <p>(h) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>70.20 その他のガラス製品</p> <p>この項には、この類又はこの表の他の類の他の項に含まれないガラス製品（ガラス製の部分品を含む。）を含む。</p> <p>これらの物品は、ガラス以外の材料を結合したものであっても、ガラス製品の重要な特性を有する限りこの項に分類する。この項には、次のものを含む。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>魔法瓶その他の真空容器に使用するガラス製の内部容器（ただし、ケースその他の保護用の容器を全部又は一部に取り付けて魔法瓶その他の真空容器になったものを除く（96.17）。</u> : この項の内部容器は、普通ガラス又は膨張係数の小さいガラスで、二重壁を有するほぼ円筒形の形状に作り、壁の内部に銀又は金めっきされる。壁の空間部は脱気されて、次いで壁が封止される。この項には、ガラス製の内部容器のみを含み、これらは仕上げられているか、栓その他のこれに類する物品を有するか有しないかを問わない。</p> <p>(5) その他のもの、例えば、漁網用の浮き、戸の握り及び取手、水槽、鎖、水彩絵の具用のポット、とりかご用の附属品（餌入れ、水槽等）、店頭装飾用の陳列瓶、点滴管、アルコ・ルバーナー（70.17項のものを除く。）、ピアノ又は家具の脚に使用するベースカップ、ガラス製モザイクキューブから作り上げた完成したパネルその他の装飾用モチーフ（枠を有するか有しないかを問わない。）、救命ブイ及び救命帯</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>70.20 その他のガラス製品</p> <p>この項には、この類又はこの表の他の類の他の項に含まれないガラス製品（ガラス製の部分品を含む。）を含む。</p> <p>これらの物品は、ガラス以外の材料を結合したものであっても、ガラス製品の重要な特性を有する限りこの項に分類する。この項には、次のものを含む。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p>(4) その他のもの、例えば、漁網用の浮き、戸の握り及び取手、水槽、鎖、水彩絵の具用のポット、とりかご用の附属品（餌入れ、水槽等）、店頭装飾用の陳列瓶、点滴管、アルコ・ルバーナー（70.17項のものを除く。）、ピアノ又は家具の脚に使用するベースカップ、ガラス製モザイクキューブから作り上げた完成したパネルその他の装飾用モチーフ（枠を有するか有しないかを問わない。）、救命ブイ及び救命帯</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p>